

[事案 2022-88] 就業不能給付金等支払請求

・令和4年12月14日 裁定打切り

<事案の概要>

新型コロナウイルス感染症により在宅療養等をしたが、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルス感染症により4日間入院し、その後、約2週間ホテルで宿泊療養し、さらに約2週間在宅療養したため、令和4年1月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、在宅療養期間が入院とみなされず、就業不能状態の日数が約款に定める支払事由(30日間)を満たしていないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金および遅延損害金を支払ってほしい。

(1)ホテルでの宿泊療養の終了時に、頭痛や咽頭痛があり抗原検査を受けたところ、判定保留となったため在宅療養をしたことから、在宅療養期間も、保険会社の新型コロナウイルス感染症に対する特別取扱の入院に該当する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、医療機関における入院のみが「入院」に該当するため、ホテルの宿泊療養は本来該当しないものの、当社は特別取扱として、新型コロナウイルス感染症診断日から厚生労働省等の定める療養解除基準日までを入院とみなし、ホテルの宿泊療養期間を入院として取り扱った。
- (2)その後の申立人の在宅療養は、療養解除基準日後のものであり、大事をとってのものに過ぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院および宿泊療養ならびに在宅療養時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)申立人の入院およびホテルでの隔離期間が療養期間であることは保健所からの証明が存在するものの、在宅療養期間については証明するものが提出されていない。
- (2)当審査会には、在宅療養中の申立人の状況を把握する手段はなく、また、医学的判断を行う立場にもなく、申立人の在宅療養が保険会社の定める新型コロナウイルス感染症への特別取扱の入院に該当するのか、また、申立人が在宅療養期間に就業不能状態であったかを判断することは困難である。